

※お子様の健やかな成長の為に※ うるま市 乳幼児健診

乳幼児健診を受けましょう

- 子育て相談の場
- 身体発育や発達状況の確認
- 疾患や障がいの早期発見

日々の子育てで感じる悩みや疑問について相談ができるほか、地域の子育て情報を知ることができます。安心して楽しく子育てができるように応援します。

・身長、体重の伸び
・運動やことば等の発達の様子
・栄養バランスや食べ方の様子

精密検査が必要な場合には適切な医療機関をご案内し、紹介状を発行します。また、お子様の個性に合わせた関わり方の提案や適切な保育・療育・就学につながるよう支援を行います。

気になることがあれば、原因を考え改善につなげます。

「うちの子どもは、まだこのくらいでいいかな...」
「遅いのかも... ミルクの量は足りているのかな...」

乳幼児健診では
お子様の成長の確認とともに子育てに関するアドバイスやヒントがもらえて親御さんの不安解消にもつながります。

保育園の健診や、病院健診とはここがちがう！

市の健診は、医師・歯科医師に加え、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士・臨床検査技師・母子保健推進員などのスタッフが関わります。

乳児健診

対象 前期/4か月～6か月
後期/9か月～1歳未満

健診内容

- 前期: 身体測定・内科診察・保健相談・栄養相談
- 後期: 身体測定・貧血検査・内科診察・保健相談・栄養相談・ブラッシング指導

よくある相談

身長や体重は増えている？首すわりやねがえりはこれでできるの？ミルクやおっぱいの量や回数、離乳食の進め方は？歯が生えてきたけど手入れはどうするの？

1歳6か月健診

対象 1歳6か月～2歳未満

健診内容

身体測定・貧血検査・発達確認(積み木や絵カードの指差しをお子さんと実施・ことばの様子聞き取り)・内科診察・歯科診察・ブラッシング指導(フッ素塗布)・保健相談・栄養相談

よくある相談

言葉がなかなかでてこないだけ大丈夫かな？かんしゃくが強くて、対応に困ることがある...、歯ブラシを嫌がるのですが、どうしたらいい？

2歳児歯科検診

対象 2歳6か月～3歳未満

検診内容

歯科診察・ブラッシング指導(フッ素塗布)・栄養相談・保健相談

よくある相談

歯科診察を中心にブラッシング指導(フッ素塗布)等を行います。1歳6か月の頃にはわずかな虫歯の割合が3歳の頃には10倍近くに増えます。2歳児は虫歯を予防する大切な時期となります。

3歳児健診

対象 3歳6か月～4歳未満

健診内容

身体測定・尿検査・視聴覚検査(自宅での検査が難しい場合)・発達確認(簡単な会話、積み木、大小/長短/色/数に関する概念理解についてお子さんとのやりとりを実施)・内科診察・歯科診察・ブラッシング指導(フッ素塗布)・栄養相談・保健相談・心理相談

よくある相談

最近なかなかいうことを聞いてくれなくて...トイレがまだ上手にできないけど大丈夫？好き嫌いが激しくて困る...など

※各健診対象者には個別通知にて健診のお知らせをしています。また、健診の日程等はホームページに掲載しています。
※受診がない場合は、母子保健推進員がご家庭を訪問し、次回健診のご案内を行っています。

《お問い合わせ先》うるま市役所 こども健康課(東棟2階) ☎989-0220

市では、民生委員・児童委員を募集しています。詳しくは福祉総務課(☎989-0203)まで



「わくわく」こどもだより

ひとり親家庭の皆様へのご案内



ひとり親家庭でお困りのお父さん！お母さん！
こんな制度、知ってましたか？1人で悩まず、お気軽にご相談ください。



母子・父子家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭及び養育者世帯に対し、受けた医療費の本人負担分の一部を助成します。対象者は、原則うるま市に住所があり、医療保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童
- ・扶養者が養育する父母のいない児童
- ・父母のいずれかが一定の障がいの状態にある児童

※ただし、所得制限や資格要件等があります。

児童扶養手当の支給

離婚などにより、ひとり親となった児童の母親や父親、又は両親に代わって児童を養育している人に対し、その児童が18歳になり最初の3月31日を迎えるまでの期間支給します。

【手当の額】 令和元年12月現在
全部支給・・・月額 42,910円
一部支給・・・月額 42,900円～10,120円

※なお、児童が心身に法令に定める程度以上の障害を有する場合は、20歳になる月まで手当が受けられます。ただし、所得制限や資格要件等があり、毎年8月に現況届をする必要があります。

母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭等の経済的自立を助け、児童の福祉の増進を目的に貸付を行っています。申請窓口は市で、県(中部福祉保健所)の審査等を経て貸付の可否が決定されます。

【資金の種類】
 修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・就学支度 など

ひとり親家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣事業)

母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象に、一時的な保育や日常生活のお手伝いをするヘルパー派遣事業を行っています。
利用される方は事前に登録が必要です。

将来の自立に向け、技能や資格を取得してみませんか？ 仕事に役立つ技能、資格取得をサポートします！

高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の母または父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に生活の負担軽減を図るための費用を支給します。
資格要件等がありますので、事前にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父が、医療事務や介護関連資格等の資格取得のため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の6割(20,002円以上の講座で、給付上限額20万円)を支給します。
事前申請が必要ですので、受講申し込み前に必ずご相談ください

【お問合せ】 児童家庭課 ☎973-4983